

令和4年度報告における「当会議からの提案」への対応

1 仙台市いじめ実態把握調査について

令和5年 12 月

当会議からの提案	7月時点での対応状況及び見通し	対応状況	担当課
<p>・教育委員会は、仙台市いじめ実態把握調査の特色や位置付け等について改めて確認し、目的を達成するための手法について整理を行うこと。整理するにあたっては、各学校が何に困っているのかを把握するよう努め、教職員が事務処理に膨大な時間的負担を要しないよう検討すること。さらに、同調査の記載内容に基づくいじめや、児童生徒の悩みなどへの対応を適切に行うよう学校に周知すること。</p>	<p>・いじめ実態把握調査の各学校での事務処理状況から、教職員の負担にも配慮し、調査手法や質問事項を整理検討する。また、調査で把握したいじめ事案への適切な対応について繰り返し各学校に周知する。</p>	<p>・いじめ実態把握調査は調査1(いじめ把握)と調査2(学校風土)の2つの調査を実施していたが、調査1については名称を「仙台市いじめアンケート」と変更し、調査項目も整理した。また、集計結果については、既存の年4回の学校からのいじめ事案報告の際に併せて把握することとし、教育委員会への提出は求めないこととした。</p> <p>・調査2については廃止し、いじめに係る質問項目の他、不登校や防犯等に関わる質問を加え「安心・安全な学校づくりアンケート」として10月に実施した。教育委員会でアンケート結果を集計し、結果を学校に送付することにより学校負担の軽減を図りながら、学校が安心・安全な学校づくりに取り組むためのデータとして活用できるようにした。</p>	教育相談課

2 学級生活アンケート調査について

<p>・教育委員会は、学級生活アンケート調査を全市立中学校で引き続き実施すること。</p>	<p>・引き続き、学校における学級生活アンケート調査を実施し、各学校のいじめ問題の未然防止や早期発見の取組みへの活用を図る。</p>	<p>・これまでに引き続き、学校における学級生活アンケート調査を年1回実施し、各学校のいじめ問題の未然防止や早期発見の取組みへの活用を図った。また、1回目の調査結果から生徒の回答の変容を確認し、取組みの充実を図ることができるよう、回数増加を検討していく。</p>	教育相談課
<p>・教育委員会は、小学校で実施する有効性についても検討すること。</p>	<p>・アンケート調査を導入している小学校での効果や他自治体の状況を調査するなど、小学校への導入を検討していく。</p>	<p>・アンケート調査を導入している本市内の小学校や他自治体の状況を調査するなどして、その効果などを確認しながら、小学校への導入を検討していく。</p>	教育相談課

3 教職員以外の専門職※について ※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー

<p>・教育委員会は、学校におけるいじめ問題への教職員以外の専門職の活用を促進させるため、具体的な活用事例について各学校に周知し活用が進むように、定期的に確認するなどして、活用の問題点を洗い出し、ブラッシュアップを図ること。</p>	<p>・「いじめ対策ハンドブック(令和3年3月改訂)」に掲載した教職員以外の専門職の活用事例について改めて各学校の教職員に周知するとともに、各研修会等での事例検討やいじめ不登校支援チーム等の学校訪問時の助言により理解の浸透や活用事例の更なる周知を図る。また、専門職活用の問題点を確認し、今後のハンドブック改訂や専門職活用の促進に繋げる。</p>	<p>・「いじめ対策ハンドブック(令和3年3月改訂)」に掲載した専門職の活用事例について、各学校における4月の「いじめ防止等対策に係る総点検」の機会に教職員に周知した。また、各研修会等での事例検討やいじめ不登校対応支援チーム等の学校訪問時の助言により理解の浸透や活用事例の更なる周知を行った。</p> <p>・専門職の活用における課題を踏まえ、令和5年3月にスクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを作成し、活用の促進に繋げた。</p>	教育相談課
<p>・教育委員会は、教職員と教職員以外の専門職との連携、情報共有の在り方について課題の把握に努め、専門職を効果的に活用するための手法を検討し、実践すること。</p>	<p>・いじめ防止等対策に係る各学校からの報告や、各研修会等を通じ、引き続き、教職員と教職員以外の専門職との連携や情報共有を図るとともに、課題の把握に努め、専門職の効果的な活用方法を検討する。また、専門職を交えた組織的対応が教職員のスキル向上に資することについて、管理職研修等で改めて周知する。</p>	<p>・いじめ防止等対策に係る各学校からの報告や、各研修会等を通じ、引き続き、教員と専門職との連携や情報共有を図るとともに、課題の把握に努め、専門職の効果的な活用方法を検討する。また、専門職を交えた組織的対応が教職員のスキル向上に資することについて、管理職研修等で改めて周知した。</p> <p>・いじめ不登校対応支援チームが全ての学校を訪問し、好事例(スクールカウンセラーが、ロールプレイを用いた手法により、不安を抱える子どもに対する具体的な対応について校内研修を行うなど)を収集し、これらを各学校に周知した。</p>	教育相談課

4 いじめ対策担当教諭について

<p>・いじめ対策担当教諭の校内のいじめ対策への貢献などを、高く評価する。教育委員会は、今後も引き続き配置をするとともに、効果的な活用について検討を重ねていくこと。</p>	<p>・今後も、いじめ対策担当教諭を配置するとともに、事例検討を取り入れた実践研修の機会をつくり、効果的な活用や対応力の向上に努める。</p>	<p>・いじめ対策担当教諭を<u>引き続き配置*</u>するとともに、<u>年4回の研修では、事例検討を取り入れるなど実践研修の機会をつくり、効果的な活用や対応力の向上に努めた。</u> ※全市立小・中・中等教育学校・特別支援学校(小学校は小規模校4校を除く)</p>	<p>教職員課 教育相談課</p>
<p>・教育委員会は、各学校におけるいじめ対策担当教諭が本来のいじめ対策業務に注力できるように、担当授業の時間数、具体的な業務や役割分担について、適切に配慮されているかを確認するとともに、必要に応じて助言を行うこと。</p>	<p>・いじめ対策担当教諭が学校におけるいじめ問題に注力し、組織的に対応できるようにするため、校長会等で具体的な業務や役割分担について浸透を図る。引き続き、担当授業の時間数を確認し、必要に応じて個別に助言を行う。</p>	<p>・いじめ対策担当教諭が学校におけるいじめ問題に注力できるよう、<u>いじめ不登校対応支援チームの訪問により、各校での組織的な対応について確認し、校長会等で具体的な業務や役割分担について浸透を図った。</u>引き続き、当教諭の担当授業時間数を確認するなど、必要に応じて個別に助言を行う。</p>	<p>教育相談課</p>

5 情報モラル教育（ネットいじめの予防と家庭との連携）について

<p>・教育委員会は、インターネットを介したいじめ問題が起りやすくなっている現状を改めて認識し、学校でも家庭でも同様に情報モラルを指導する必要があること、インターネットを介したコミュニケーションにおけるトラブルについても、児童生徒の思いを受け止めることが大事であることを踏まえながら、家庭と連携した情報モラル教育の推進を図ること。</p>	<p>・情報モラル教育を推進するにあたり、児童生徒の思いを受け止めることの大切さを踏まえ、家庭との連携をさらに図っていくことの重要性を各学校及び各家庭に周知する。 ・これまで、家庭への情報モラルの啓発については、リーフレットの作成・配付を主な手段としてきたが、保護者と児童生徒が一緒に学び、情報モラルが家庭においてもしっかり定着するよう、リーフレットの効果的な活用策を提供するほか、リーフレット以外の手法についても検討する。</p>	<p>・情報モラル教育を推進するにあたり、児童生徒の不安や悩み、考えを広く受け止めることの大切さを踏まえ、学校と家庭との連携をさらに図っていくことの重要性を<u>学校と家庭双方に周知している。</u> ・これまで、家庭への情報モラルの啓発については、リーフレットの作成・配付を主な手段としてきたが、保護者と児童生徒が一緒に学び、情報モラルが家庭においても十分に定着するよう、リーフレットの効果的な活用策を提示するほか、リーフレット以外の手法についても<u>検討している。</u> ・スマートフォン等を利用したSNS上でのいじめを含めたトラブル防止という観点から、<u>GIGAスクール推進協議会(家庭の情報モラル推進部会)の取組みとして「子どものネット依存」をテーマに、小学校一校で保護者参加型の授業を行った。児童生徒はスマートフォンやネットの利用の仕方についてどう行動していくのかを考え、保護者は子どもの行動をどう見守り、支援していくのかを共に考える授業を実践するなど情報モラル教育を推進したところであり、こうした取組みの他校への展開を図っていく。</u></p>	<p>教育センター 教育相談課 教育指導課</p>
---	--	---	-----------------------------------